

新しい契約方式の概要

1. 契約方式の概要

現在、シルバー人材センターは、発注者から仕事を請負って会員に再請負する方式を取っています。新しい契約方式では、発注者と会員との間に直接的な契約関係が生じるようになります。センターは発注者と会員の間に入り、様々な調整を行います。

2. 新しい契約関係（三者間の包括契約）

- ・発注者は、①センター利用規約と②会員業務就業規約（ホームページに掲載）に同意の上、センターと利用契約を結びます。
- ・センターは利用契約をもとに④会員業務仕様書を作成（会員に就業条件明示）
- ・会員が業務仕様書に同意することにより発注者と会員との間に請負委任契約が生じます。これにより、発注者、センター、会員間の包括契約関係が成立します。

①利用規約…発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する際のルール

②就業規約…会員がセンターを通じて就業する際のルール

③利用契約…発注者がセンターを通じて会員に業務を委託するため、センターの利用料や業務内容、会員の報酬などを定めた契約

④会員業務仕様書…会員に就業条件明示するもの

